## 奈良県告示第二百八十八号

より、 付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に 十条第一項の規定に基づき、橿原市から大和都市計画公園の変更に係る図書の写しの送 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二 令和七年十月二十八日 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課において縦覧に供する。

奈良県知事 山 下 真